

福祉・行政と司法との連携について

◆ 連携の意義 ◆

(成年後見制度の)利用促進の取組は、…地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークを通じて推進されるべきものである。このネットワークは、…地域共生社会の実現という共通の目的に資することになる。(第二期計画P3)

※地域連携ネットワーク及びチームの構成員等を簡略化して表現

地域連携ネットワーク

地域連携ネットワークのコーディネートを担当する中核的な機関や体制(第二期計画P24)

市町村

中核機関

専門職団体

権利擁護支援チーム

本人

後見人

家庭裁判所

連携

地域の相談支援機関



(第二期計画P25～)

- ・協議会及び中核機関の整備・運営といった**地域連携ネットワークづくり**に主体となって**取り組む**必要がある。
- ・その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して…柔軟な実施体制も検討する。
- ・地域連携ネットワークで行われる支援にも…主体的に取り組む必要がある。
- ・市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。

(第二期計画P26～)

- ・地域連携ネットワークの中で、成年後見制度の適切な運用・監督を行うことが期待される。
- ・地域連携ネットワークづくりや成年後見制度の運用改善等に向けて、その支部や出張所を含め、地方公共団体、中核機関、専門職団体、協議会等と**積極的に連携**し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待される。

地域連携ネットワークづくりのために、裁判所において協力できること(例)

- 地方自治体が主催する協議会への参加
- 裁判所の手続・運用、成年後見制度、利用促進法や基本計画の趣旨・内容等の説明(講師派遣等)
- (市町村における制度利用ニーズの把握に向けた)各種統計資料の提供

福祉・行政・法律専門職などの連携による支援機能

裁判所による運用・監督機能

「権利擁護の相談支援」

「制度利用の案内」

- ・ 本人や関係者からの相談対応と制度説明
- ・ 権利擁護支援ニーズの精査
- ・ 成年後見制度の適切な利用の検討又は本人の権利擁護支援ニーズに応じた支援へのつなぎ

- ・ 裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供・手続案内
- ・ 各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先の案内



相談窓口の明確化と浸透等

「権利擁護支援チームの形成支援」

「適切な選任形態の判断」

- ・ 具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討
- ・ 適切な申立ての調整
- ・ 後見人等に求められる役割や交代の方向性の確認等
- ・ 後見人等の候補者と選任形態についての調整
- ・ 本人の意向を踏まえた権利擁護支援のチーム形成

- ・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報(本人の意向、対応すべき課題、後見人等の候補者、選任形態等)を含む各事案の事情を総合的に考慮



選任に関するイメージの共有等

「権利擁護支援チームの自立支援」

「適切な後見事務の確保」

- ・ 支援の方針や課題の解決状況を確認する時期等の共有
- ・ 後見人等や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応
- ・ (必要に応じて)支援の調整や後見人等の交代、類型・権限変更などの 検討・調整

- ・ 後見業務の監督処分
- ・ 適切な後見等事務を確保する観点からの後見人等に対する相談対応・助言等
- ・ (権利擁護支援チームの自立支援による検討や調整結果等を参考に)後見人等の適切な交代や選任形態の見直し



適時・適切な連絡体制の構築等



成年後見制度の利用前

申立準備から後見人等の選任まで

後見人等の選任後

連携に当たっての留意点と工夫例について

留意点

工夫例

○ 家庭裁判所が広域で設置されていること（第二期計画P44）

裁判所が都道府県単位など広域に設置されていることから、取組状況の異なる自治体ごとに個別に対応したり、市町村単位で開催される協議会に全て参加したりすることが現実問題として困難な場合もある。

- 都道府県とも連携し、同様のニーズを有する複数の自治体と共通のテーマについての協議会を開催するなど、可能な限り実質的・合理的な協議ができるようにする。
- 協議内容に応じ、支部・出張所を含めた対応も検討する。

○ 裁判事項に関する一律の基準は定立できないこと

裁判は、裁判官が、個別の事案ごとにその具体的な事情を踏まえて判断するもの。裁判官の職権行使の独立の観点から、裁判事項について、一律の指針や詳細な基準を予め示したり、それに則って運用を統一することはできないし、例えば、後見人等の選任等について、予め判断の結果を確約することもできない。

- 申立手続や受任者調整に必要な情報、基本的な考え方を共有し、福祉・行政側における予測可能性を担保するため、一般的な考慮要素を示したり、模擬事例を用いて意見交換する。

○ 司法手続や裁判所の特性・敷居が高いとの印象

裁判所は、公平・中立の立場から、法律に定められた手続を的確に履践する必要があるが、司法手続が厳格で重いと受け止められてしまうことや、裁判所自体の敷居が高いと感じられてしまうこともある。

- 司法・審判手続（性質・特徴を含む）について理解していただくため、手続に必要な書類や法律要件、手続の流れ等を分かりやすく発信する。
- 裁判所においては、成年後見の周辺制度や市町村による意思決定支援の取組等に対する理解を深める。



相互理解に基づく連携・協力が重要

